

東大阪市立青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立青少年運動広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立青少年運動広場条例の一部を改正する条例

東大阪市立青少年運動広場条例（昭和60年東大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表東大阪市立荒本青少年運動広場の項中「荒本西2丁目」を「荒本西2丁目」に改め、同表東大阪市立長瀬青少年運動広場の項中「長瀬町3丁目」を「長瀬町3丁目」に改め、同条第2項中「の施設」の次に「（以下「施設」という。）」を加える。

第3条第1項中「青少年運動広場の」を削る。

第6条第1項中「青少年運動広場の」及び「のうちスポーツ広場又は庭球場」を削り、同条第3項中「前2項の規定」を「第1項及び前項の規定」に改め、「青少年運動広場の」を削り、「前2項の使用料」を「前3項の使用料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「青少年運動広場の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる場合における1時間当たりの使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項に規定する使用料の額に加算した額とする。

（1） 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、規則で定める場合） 前項に規定する使用料の額の5

割に相当する額

(2) 営利を目的とする場合 前項に規定する使用料の額の10割に相当する額

第6条の4中「青少年運動広場の」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東大阪市立青少年運動広場条例新旧対照表

新	旧												
<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 青少年運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="217 501 1066 914"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大阪市立荒本青少年運動広場</td> <td>東大阪市<u>荒本西二丁目</u></td> </tr> <tr> <td>東大阪市立長瀬青少年運動広場</td> <td>東大阪市<u>長瀬町三丁目</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 青少年運動広場の施設(以下「施設」という。)及び施設ごとの使用対象種目は、別に定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	名称	位置	東大阪市立荒本青少年運動広場	東大阪市 <u>荒本西二丁目</u>	東大阪市立長瀬青少年運動広場	東大阪市 <u>長瀬町三丁目</u>	<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 青少年運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 501 2020 914"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大阪市立荒本青少年運動広場</td> <td>東大阪市<u>荒本西2丁目</u></td> </tr> <tr> <td>東大阪市立長瀬青少年運動広場</td> <td>東大阪市<u>長瀬町3丁目</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 青少年運動広場の施設及び施設ごとの使用対象種目は、別に定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>青少年運動広場の施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	名称	位置	東大阪市立荒本青少年運動広場	東大阪市 <u>荒本西2丁目</u>	東大阪市立長瀬青少年運動広場	東大阪市 <u>長瀬町3丁目</u>
名称	位置												
東大阪市立荒本青少年運動広場	東大阪市 <u>荒本西二丁目</u>												
東大阪市立長瀬青少年運動広場	東大阪市 <u>長瀬町三丁目</u>												
名称	位置												
東大阪市立荒本青少年運動広場	東大阪市 <u>荒本西2丁目</u>												
東大阪市立長瀬青少年運動広場	東大阪市 <u>長瀬町3丁目</u>												

(使用料)

第6条 施設の使用者は、1時間につき500円の使用料を前納しなければならない。

2 次の各号に掲げる場合における1時間当たりの使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項に規定する使用料の額に加算した額とする。

(1) 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、規則で定める場合） 前項に規定する使用料の額の5割に相当する額

(2) 営利を目的とする場合 前項に規定する使用料の額の10割に相当する額

3 施設の使用を行う場合において、その附属設備を使用しようとする者は、教育委員会が定める使用料を前納しなければならない。

(使用料)

第6条 青少年運動広場の施設のうちスポーツ広場又は庭球場の使用者は、1時間につき500円の使用料を前納しなければならない。

2 青少年運動広場の施設の使用を行う場合において、その附属設備を使用しようとする者は、教育委員会が定める使用料を前納しなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、教育委員会は、使用者が電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けたときは、前3項の使用料を後納させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第6条の4 使用者は、施設の使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、使用者が電子情報処理組織を用いて青少年運動広場の施設の使用の許可を受けたときは、前2項の使用料を後納させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第6条の4 使用者は、青少年運動広場の施設の使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。